

第 1 1 号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 6 年 2 月 9 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、戸籍に関する事務に係る手数料について規定を整備する必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表3の項の次に次のように加える。

3の2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円	発行のとき
-----	---	---	-------

を定める省令（平成12年自治省令第5号）で定めるものに限る。以下この項から7の項までにおいて同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍

	<p>の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
--	--	--	--

別表第2の4の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表5の項の次に次のように加える。

5の2	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>	<p>発行のとき</p>
-----	---	---	--------------

が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
---	--	--

別表第2の6の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「又は戸籍法」を「、戸籍法」に、「証明書申請手数料」を「証明書又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容の証明書申請手数料」に改め、同表7の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書

等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を、「の書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。